

宮城県監査委員告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第 14 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和 4 年 6 月 24 日

| | | | | |
|---------|---|---|---|----|
| 宮城県監査委員 | 高 | 橋 | 伸 | 二 |
| 宮城県監査委員 | 渡 | 辺 | 忠 | 悦 |
| 宮城県監査委員 | 成 | 田 | 由 | 加里 |
| 宮城県監査委員 | 吉 | 田 | | 計 |

記

1 監査委員の報告日

令和 4 年 3 月 29 日

2 通知のあった日

令和 4 年 5 月 20 日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和 2 年度収入未済額

現年度分 75,180,524円

過年度分 215,648,384円

合 計 290,828,908円

・令和元年度収入未済額

現年度分 78,420,930円

過年度分 236,737,768円

合 計 315,158,698円

ロ 措置の内容

「令和 3 年度県税事務運営」及び「第 5 次県税滞納額縮減対策 3 か年計画」を踏まえ、「令和 3 年度大河原県税事務所運営方針」を策定し、税収の確保に努めた。

個人県民税については、管内市町との徴収対策の連携・協働のもと、宮城一斉滞納整理強化月間に 1 市 6 町と共同催告を実施した。また、地方税法第 48 条に基づき、2 市 3 町の徴収困難事案等について徴収及び滞納処分の引継を受けて直接徴収を実施したほか、県税還付金の情報提供による差押支援などにより滞納整理を推進した。このほか、特別徴収への切替を事業者に共同で勧奨するなど滞納の発生防止にも取り組んだ。

その他の税目については、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、対象を厳選して訪問による納税勧奨を実施したほか、財産調査の早期着手と、預貯金や給与など取立の確実性の

高い債権を中心とした差押を実施した。また、高額・長期滞納事案については、事案検討会において整理状況を共有し、処理方針を定めて対応したほか、滞納処分に関する研修会等に参加して、徴収技術の向上を図った。

このほか、納税資力が十分でない納税義務者については、納税の猶予や滞納処分の執行停止など納税の緩和措置を適用し、適切な債権管理に努めた。

(2) 仙台南県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・令和2年度収入未済額
 - 現年度分 205,109,657 円
 - 過年度分 158,876,020 円
 - 合 計 363,985,677 円
- ・令和元年度収入未済額
 - 現年度分 107,945,959 円
 - 過年度分 193,570,207 円
 - 合 計 301,516,166 円

ロ 措置の内容

第5次県税滞納額縮減対策3か年計画、令和3年度県税事務運営及び令和3年度県税事務実施計画に基づき、収入未済額縮減と税収確保に努めたが、新型コロナウイルス感染症への対応に係る緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の継続的な発令等で、滞納処分の計画的執行が困難な期間もあった。

そのような中、個人県民税については、仙台南地方住民税徴収確保対策会議及び徴収担当職員研修を開催し、管内市町との連携強化や徴収スキル向上を図るとともに、当所職員を市町職員に併任発令し、市町の要望に応じて県税還付金差押支援などを行い、収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税以外の税目については、収入未済の増加要因である上記感染症に係る特例徴収猶予額について、対象者に猶予期限や猶予額の通知等を行い、期限内の納付について納税勧奨を実施した。また、財産調査の計画的な実施とともに、預貯金等の換価・取立が容易な債権は、預貯金照会サービスを活用し、より効率的な調査及び差押等の滞納処分に努めた。

(3) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・令和2年度収入未済額
 - 現年度分 1,129,048,947 円
 - 過年度分 564,096,230 円
 - 合 計 1,693,145,177 円
- ・令和元年度収入未済額
 - 現年度分 589,025,667 円

過年度分 664,034,191円

合計 1,253,059,858円

ロ 措置の内容

県税滞納額縮減対策3か年計画（平成31年3月策定）、令和3年度県税事務運営及び令和3年度県税事務実施計画に基づき、納期内納税を広報するほか、新型コロナウイルス感染症の影響を引き続き受けている滞納者にあつては、収入等の状況に応じて納税緩和制度を適用しながら、滞納整理を行った。

個人県民税については、賦課徴収を行っている仙台市と住民税徴収対策会議を開催するほか、県税還付金の情報提供（4,192件）、車両保有状況調査支援（13件）等の徴収支援対策に取り組み、税収の確保と収入未済額の縮減に努めた。引き続き仙台市との連携を図り、収入未済額の縮減に努める。

個人県民税以外の税目については、納税資力があるのにも関わらず、滞納している滞納者に対しては、換価が容易な預金・給与等の債権を中心に積極的に差押等の滞納処分を行った。

（差押件数計195件、換価・取立 158件 8,614千円）

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による減収等、個別滞納者の実態把握を行い、滞納整理を進め、これまで同様、収入未済額の縮減に努める。

（4）仙台北県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があつたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

（内容）

・令和2年度収入未済額

現年度分 238,950,118円

過年度分 171,685,216円

合計 410,635,334円

・令和元年度収入未済額

現年度分 167,549,020円

過年度分 146,794,618円

合計 314,343,638円

ロ 措置の内容

収入未済額の縮減に関しては、税務課策定の「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「県税事務運営」に基づき、毎年度、当所独自の事務実施計画を策定するとともに、県税滞納額縮減対策目標を設定し、縮減目標達成に向けて取り組んでいるところである。市町村の徴収努力などにより着実に縮減してきた収入未済額は、平成29年度を底に年々増加傾向にあることから、新たな滞納整理手法も取り入れながら、縮減に向けて取り組んでいる。

個人県民税については、市町村との併任制度を活用した実働組織「チームT.O.T.O」により、新たに徴収困難案件の協働滞納整理を行うとともに、特別徴収義務者への協働滞納整理（文書催告、訪宅等）等を市町村職員と引き続き協働実施して、滞納額の縮減に努めたほか、自動車税等還付金の差押支援や共同催告、さらに市町村支援として、市町村職員の滞納整理技術の向上のための研修会の開催など、継続して取り組んでいる。

個人県民税以外の税目については、新型コロナウイルス感染症の影響により訪宅や預金調査などに制約もあつたため、預貯金調査においては、照会の迅速化等を図るため、新たにオンライン預貯金照会システムの利用を開始し、可能な限り早期に納税資力の把握に努め、納

税資力のある滞納者へは差押えを中心とした滞納処分を積極的に行っている。一方、納税資力のない滞納者に対しては、納税緩和措置を適用したほか、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予特例の適用を受けている納税者に対しては、猶予期限到来前に猶予期限の終了を確実に周知して納税を促し、引き続き納付が困難な場合には既存の納税緩和措置を講じるなど、納税者の置かれた状況に配慮しながら適切な対応に努めている。

(5) 動物愛護センター

イ 監査委員の報告の内容

会計事務等に係る内部牽制において不適切な対応が認められたので、改善及び是正されるよう対策を講じられたい。

(内容)

- 1 令和2年度及び令和3年度の会計事務指導検査において、同様の不備が継続して指摘されていることに加え、さらに新たな不備が指摘されるなど、改善や是正に向けた十分な取組がなされておらず、地方出納員としての審査確認及び管理職としての職員のフォローを含めた指揮監督も適切に行われているとは言いがたい状況にあるもの。
- 2 個人住民税の支払遅延並びに現金領収書の受払簿の未記入が指摘されていたが、定期監査においても同様の不備が確認されたもの。

ロ 措置の内容

会計事務に関する知識の不足から生じたものであり、まずは令和3年度の不備について指摘されていることを確実に把握・原因分析する。そのうえで出納員及び会計事務担当者は、研修受講のほか、会計事務の手引き、ニュースレター等の各種資料により知識の習得に努める。

また、財務システムにおいて未支出（未確認決議）パトロールや定例的な支出のチェックにより、業務の進行管理を行うとともに、現金受領から納付に至るまでのフロー図とこれに沿った各種チェックリストを作成し、管理職員と庶務担当以外の複数の職員によるチェック体制の強化を図る。

(6) 動物愛護センター

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

- 1 会計年度任用職員の個人住民税について、納入すべき金額と異なる金額の払出しを行い、不足額を立替払いしたのもの。
 - ・件数 1件
 - ・正払出金額 8,300円
 - ・誤払出金額 8,250円
 - ・立替払額 50円
- 2 会計年度任用職員の12月期期末手当に係る所得税について、払出しを行っていなかったもの。
 - ・件数 1件
 - ・控除額 19,764円

ロ 措置の内容

- 1 会計年度任用職員の個人住民税の払出金額を誤認したうえ、不足分について会計年度任用職員より現金を徴収し支払いを行うという誤った方法により処理したことで生じた。こ

のため、令和4年3月末に会計年度任用職員に還付した。

- 2 会計年度任用職員の賞与支給時に控除し歳入歳出外現金に受け入れたものの、払出の失念と支払時期についての認識不足により生じた。令和4年3月末に令和2年度冬季期末手当分所得税として19,764円を国に納付した。今後、出納員及び会計事務担当者は改めて研修受講や各種資料により知識の習得に努める。また、事務進捗状況に係るチェックシートを作成することで見える化を図り、再発防止を徹底する。

(7) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・令和2年度収入未済額
 - 現年度分 5,582,642円
 - 過年度分 71,548,583円
 - 合 計 77,131,225円
- ・令和元年度収入未済額
 - 現年度分 8,607,483円
 - 過年度分 70,092,202円
 - 合 計 78,699,685円

ロ 措置の内容

- ・被保護世帯の収入は申告により適時確認しているが、調査により未申告の収入があったことが判明。

未申告収入相当額の生活保護扶助費について返還を求めたが、調査判明時点で返還対象額を既に消費していた被保護世帯があり、返還されず収入未済となった。

- ・未収債権の縮減を図るため、所長以下幹部職員が出席する「生活保護業務適正化会議」を随時開催し、未収債権の納付状況を踏まえた適切な納付指導を徹底するほか、未収債権の新規発生を抑制するため、被保護世帯の収入の適時・適切な把握に必要な訪問調査活動の実施について進行管理を行った。
- ・令和3年10月～12月の3か月間を「未収債権回収強化月間」に設定し、履行延期特約承認に基づく分割納入（納付）の不履行を含む令和3年9月15日時点の滞納案件174件、42,703,417円を対象として催告書等を送付するとともに、期限までに納入や連絡の無かった滞納者については、令和4年2月末まで電話催告や訪問による納付指導を積極的に行った。
- ・過年度分の未収債権としては、「未収債権回収強化月間」の取組みによって、19件、4,138,844円の納付約束（分納再開を含む）があり、令和4年3月末時点の納付額は566,910円となっている。

新たな債権の発生防止としては、家庭訪問調査において被保護世帯の収入を含めた実態把握に努め、年1回保護のしおりを用いて、被保護世帯に対し収入申告の義務を説明し理解させるとともに、家庭訪問調査において収入申告書を徴収し、年齢到達による年金受給権発生等、被保護世帯の生活状況によって収入が見込まれることが確実なものについては、事前に収入時期を把握していく。

(8) 仙台地方振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、払出を行っていないものが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

R 2名取地区(農地復興)-245号名取地区西部分区外確定測量補足業務に係る契約保証金について、完了検査後に受注者に返還していなかったもの。

- ・件数 1件
- ・未払出額 212,630円

ロ 措置の内容

当初契約時は契約金額少額で免除したが、最終変更契約で著しい増額となったため契約保証を求め、保証金がR3.3.11に納付された。

R3.3.19業務完了したが、受注者から保証金の払戻請求がされず、当所も年度末の業務処理に忙殺され、照会作業を失念したことから、払出処理が遅延したもの。

R3.12.3に払出が完了した。

今後の再発防止策として、歳入歳出外現金出納簿に確認欄を設けてチェックシート化し、処理状況を定期的に確認することとした。

また、現金保証の契約の委託料・工事請負費の財務帳票に付箋を付し、支払処理時に気づけるよう改善した。

(9) 気仙沼地方振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

工事において、監督員の不在期間が発生していたもの。

- ・件数 3件
- ・工事名 (1)平成30年度漁環交浦-A01号
浦の浜漁港浦の浜地区環境整備工事
- (2)平成30年度県債海交復浦-A01号
浦の浜漁港浦の浜地区防潮堤工事
- (3)平成30年度海交復浦-A02号
浦の浜漁港浦の浜地区陸閘製作据付工事

ロ 措置の内容

監督員の病気による休業期間が、当初の診断より長引き、結果的に監督員変更の時期を失したものである。

今後は、休業者が出ないよう、職員の健康状態等について、事務所全体で、これまで以上に細心の注意を払い、職員が休業した場合には、部長や所長へ随時報告相談し、総務部や本庁とも情報を共有する。

また、これまでも各現場に主担当(監督員)と副担当を定めていたが、以後、副担当が日常的に主担当業務の補助を行う体制をさらに徹底し、休業者等が発生した場合は、休業期間や業務の難易度等を考慮して、副担当を監督員とする対応をとるなど、速やかに監督職員の変更手続きを行うこととする。

(10) 仙台土木事務所

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、払出を行っていないものが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

賃貸借契約に係る契約保証金について、契約期間満了後に受注者に返還していなかったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 669,600円

ロ 措置の内容

本事案は、物件のリース契約にあたり、契約業者から預かった契約保証金について、契約期間が終了した後も業者に対して返還を行っていなかったものである。

その原因としては、契約期間が平成28年度から令和2年度末までの長期間にわたり、その間の担当者及び組織としての事務引継・情報共有が十分に行われていなかったこと、並びに契約業者からの請求行為がなかったことにより発生したものである。

当該契約保証金については、定期監査で指摘を受けた後、直ちに業者から契約保証金払戻請求書を徴し、支払いを完了した。

上記事案の発生に対し、次の再発防止策をとることとした。

- ・担当者間での適切な事務引継と組織内（部内、班内）での情報共有を徹底する。
- ・財務システムの「歳入歳出外現金整理表」配信時に「残額」及び「内訳」について「歳入歳出外現金払出一覧」により確認し、個別の未払状況を把握するとともに、総務班・経理班で情報を共有する。
- ・契約相手方に対しても、業務完了後の速やかな請求書提出を求めることを徹底する。

(11) 仙台塩釜港湾事務所

イ 監査委員の報告の内容

予算調整において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

令和元年度において、同年度契約の委託契約1件及び工事請負契約1件について、精算調書作成の際、前金払済であったにもかかわらず契約額全額を繰越として事務処理を行い、予算不足となったことから、完了払済であった他の工事請負契約の一部について、年度訂正を行うことにより、不足した予算を確保していたもの。

- ・件数 2件
- ・金額 23,990,000円

ロ 措置の内容

本事案は、令和元年度において、前金払をした契約2件の予算が不足したことにより、精算の際、他の工事について年度訂正の処理を行う必要が生じたものである。

精算調書を作成する事業担当者と支出を行う経理担当者との間で、定期的に契約ごとの支出負担行為額及び支出命令額等について相互に確認すべきであったところ、確認を怠っていたこと、事業担当者の予算執行に対する知識の不足や所内における予算執行管理が十分でなかったことが原因であった。

事業担当者と経理担当者との間で、経理担当者が作成する「契約状況一覧表」等を基に、毎月財務会計システムの支出内容と契約の執行状況の一致を確認するとともに、予算に関する「事業

進行管理会議」を毎月開催し、契約手続に関する確認や所内での情報共有等を行い、事業毎の進行管理を徹底し、再発防止を図っている。

(12) 仙台塩釜港湾事務所

イ 監査委員の報告の内容

補償金において、支払遅延による延滞金の発生が認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

令和元年度貞山2号上屋基礎転石撤去工事に伴う電線移転工事の補償金について、支払期限内に遅延し、延滞金が発生したものの。

- ・件数 1件
- ・金額 248,126円
- ・延滞金 3,900円

ロ 措置の内容

本事案は、電力会社に対する補償金について、本来契約締結時に処理すべき支出負担行為を遺漏した結果、残りの全ての補償費を別の節に流用及び節更正したため予算不足となり、令和元年度の納付整理期間内での支払いができなくなったことにより、延滞金が発生したものである。

補償金に限らず、契約締結時には事業担当者から経理担当者に契約書写しを提出し、支出負担行為の処理を徹底するとともに、予算に関する「事業進行管理会議」を毎月開催し、契約手続に関する確認や所内での情報共有等を行い、事業毎の進行管理を徹底し、再発防止を図っている。

(13) 美術館

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、払出遅延による督促手数料の発生が認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

6月分個人住民税について、納付期限に遅延し、督促手数料が発生したものの。

- ・件数 1件
- ・金額 32,700円
- ・督促手数料 100円

ロ 措置の内容

令和2年7月末に富谷市から、住民税の督促状が届き、要因を調査したところ、同年6月分住民税を本来富谷市に納付すべきものを誤って仙台市へ納付したことで、富谷市の納付期限までの納付ができず、督促手数料が発生した。

その原因として、特別徴収市民税県民税納付書の金額を記載する際、別途作成している歳入歳出外現金の受入一覧表との突合において、金額の確認はしたものの、納付先の確認を失念し、4、5月分と同様に金額を手書きした仙台市の納入書に富谷市及び仙台市等を含めた控除金額を記入し、仙台市へ納付したことによるものである。

再発防止策として、市町村ごとに納付金額を確認できる一覧表を作成し、納入書は各市町村から送付される印字されたものを使用することで、納付誤りの防止を図る。また、納付時に公共料金等資金前渡職員から払戻請求書に届出印をもらう際に、歳入歳出外現金払出決議書と払戻請求書、納付先市町村の納入書を突合し、確認を行う。

(14) 仙台第二高等学校

イ 監査委員の報告の内容

高等学校等就学支援金事務において、著しく適正さを欠き速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

世帯の合算所得金額が当該受給資格要件を満たしているか確認すべきところ、これを怠り認定可として支給し、それを授業料に係る債権の弁済に充てたもの。

・件数 49件

(うち返還対象となったものは34件, 3,831,300円)

ロ 措置の内容

就学支援金認定事務において一部の世帯の所得確認をしないまま認定手続きを行ったもの。保護者に対して、経緯の説明と謝罪を行うとともに、授業料の納入が必要となった世帯には、授業料の納入をお願いし、全て納入された。

再発防止策としては、就学支援金認定事務の際に、事務室内で複数の職員で複数回確認を行うようにした。また、事務室職員全員が制度に関して理解を更に深め、適正に認定を行っていく。

(15) 白石高等学校

イ 監査委員の報告の内容

委託料において、二重払が認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

看護科専攻科生徒臨地実習指導業務について、支払完了後に再度請求書を徴収し支払を行ったもの。

・件数 1件

・金額 176,000円

ロ 措置の内容

支払処理後、支出決議書を誤ってファイリングしたため、後日、未支出であると錯誤し、請求書の再発行を依頼し、再度支払いを行ったもの。担当者が二重払に気づき、相手方に説明を行い、返納手続きを行った。

臨地実習関係の委託については、特に「事務処理状況チェック表」を作成、支出決議書に添付し、担当以外の職員も確認するようにした。また、財務データで執行状況をこまめに確認するようにした。

(16) 仙台二華高等学校

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出予算に計上せず、他団体から助成金を受領して研修会の費用等に充てていたものが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

・件数 3件

・金額 2,350,000円

ロ 措置の内容

学校長が申請した助成金について、県の歳入歳出予算に計上せずに助成金を受領し、通帳で管理執行を行っていたもの。

今回の指摘に対しては、管理職間で共有し、歳入歳出予算に計上する場合の取扱いを主務課に協議したところである。

今後、主務課からの方向性が示された場合には、速やかに対応するとともに、新たな助成金の募集があった場合には、本校生徒のため、当該資金の必要性を判断し、適切に対応する。

(17) 黒川高等学校

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

委託業務において、提出された成果品に手直しが必要だったにもかかわらず、履行期間の延長に係る変更契約を行うことなく、履行期間内に業務完了したものとして整理し、履行期限後に成果品の手直しを行ったもの。

- ・件数 1件
- ・業務名 機械科職員室エアコン設置工事設計業務

ロ 措置の内容

履行期間満了前に仮の成果品による主務課技術職員のチェックが必要なこと、チェック後の完成版で履行期間内に検査を完了しなければならないこと、履行期間内の完了が難しい場合は履行期間を延長する変更契約の必要があったことなどの知識・認識不足による工程管理の甘さがあった。また、主務課や業者との調整不足もあった。

指摘を受けた後は、職員ポータルの行事予定やスケジュールを活用し、業務の進捗を事務室内で「見える化」し、内部統制を機能させることとした。

また、内部統制推進員の責務として、委託契約期間に応じ、定期的な進捗確認を行うことを校内のルールと定め、適切な事業管理を図ることとした。

今後は、今回の反省を踏まえ、設計業務委託に限らず、会計処理に関する規則等を遵守し、適切な事務処理を進めていく。

(18) 水産高等学校

イ 監査委員の報告の内容

教育財産において、引き続き財産の報告が適正に行われていないものが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

取得した第二グラウンド防砂ネットについて、財産の異動報告が行われていなかったもの。

- ・件数 1件
- ・台帳価格 9,212,000円

ロ 措置の内容

主務課において発注・施工され、完成検査を実施した工事であり、主務課から完成検査復命書を受領後、速やかに財産取得に係る手続きを行うべきところ、完成検査復命書の写しが提示されず、事務手続きを失念し、令和3年12月8日の事務局監査で指摘を受け、判明したものである。

指摘を受けた同日、主務課に連絡し、完成検査復命書写しの提示を受け、令和3年12月10日に教育財産取得報告を行った。

再発防止策として、複数の職員によるチェックのため「工事等に伴う諸手続き状況一覧」を作成し、事務室内で進捗状況等を共有することで、内部統制の強化を図ることとした。

(19) 気仙沼向洋高等学校

イ 監査委員の報告の内容

収入証紙の貼用事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

入学者選抜手数料に係る収入証紙貼用実績簿の作成がなく、消印もされていなかったもの。

・件数 80件

ロ 措置の内容

入学願書等の受付は、事務職員のみが行い、その後、入試担当教員に書類が引き継がれたが、消印事務の認識が十分で無かったため、収入証紙が未消印のまま保管されたもの。指摘後、収入証紙貼用実績簿を作成し、消印を行った。

入学者選抜事務には、複数の職員が関係することから、事務処理に漏れが無いように担当者間で緊密に連絡を取りながら、複数の職員が確認することとした。

事務職員と入試担当教員（教務部）は、収入証紙への消印が必要なことを入学願書受付前に確認するとともに、事務室のみで行っていた入学願書等の受付は、入試担当教員が同席し、収入証紙への消印を確認することとした。

また、証紙貼用実績簿との照合は、複数の職員で行い、実績簿への押印は、事務室全員で行うこととした。